

子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 平成30年10月号

いつの間にか季節はすっかり秋の気配が漂ってきました。平成31年度の保育施設の入所申請が近づいてきましたが、希望施設の見学はお済みでしょうか？ 施設見学も兼ねて、これから始まる秋の行事にお子さんと一緒に参加してみてもはいかがでしょうか。

今回は、認可保育施設の入所手続きで、お問い合わせの多い「入所利用調整会議」についてお知らせします。裏面にも「よくある質問」を紹介していますので参考にしてください。



★平成31年度「入園のしおり」及び「施設紹介のしおり」は、11月初旬より市役所2階子育て支援課窓口で配布開始予定です。しおりや申請書類等は市のホームページからダウンロードもできます。

★認可保育施設の平成31年4月入所申請の受付は、11月下旬から12月上旬となります。申請の詳しい日程等は、広報ひがしくるめ11月1日号及び「入園のしおり」でご案内しますのでご確認ください。



入所利用調整会議とは、認可保育施設の入所選考を行う会議のことです。

入所選考の際、まず提出された証明書類をもとに、世帯ごとに点数化します。
その点数を「指数」といいます。

★「指数」とは、保護者それぞれの保育の必要な状況を、定められた基準に従って、点数化し、合算したものです。「指数」の計算の仕方は「基準指数」+「調整指数」=「指数」になります。
「基準指数」=保護者の就労状況(フルタイム勤務か、就学かなど)や健康状態(病気や障害など)といった、保護者の基本情報を点数化したもの
「調整指数」=家庭の状況に合わせて、該当する方のみに加点・減点され点数化したもの

入所選考の会議では、「指数」の高い方から、希望園に内定します。

★「指数」の高い方から、入所選考を行うため、第1希望にしている場合、指数が低い場合には、第2希望以下の指数の高い方が先に選考されます。



公平に、指数順に入所選考をするのね！



よくある質問Q&A

Q2 保護者の雇用形態がパート勤務だと指数は低くなりますか？

A 就労状況（就労日数・時間や自営業・外勤・内職等）により指数が変わるため、パート勤務や正社員等の雇用形態による指数の差はありません。

Q1 指数がどれくらいあれば入所できますか？

A 各施設の年齢ごとの募集人数や申し込み状況は年度によって異なるため、具体的な指数でのお答えはできません。希望園を決める際の参考として、平成31年4月入園申し込みの各園の受け入れ人数（募集人数）は入所受付初日に公表します。



Q4 指数が同じ場合の優先順位はどのように決まるのですか？

A 「同一指数世帯の優先順位」に従って並び替え、利用調整を行います。
※優先する7項目については、入園のしおりに掲載しています。

Q3 同じ保育園の利用調整では、第1希望と第5希望では第1希望の人が有利になるのですか？

A 利用調整は、期限までに提出された証明書類をもとに指数を算出し、指数の高い方から順に行います。記入されている第1希望園が受け入れ可能人数範囲内であるかを確認し、範囲内であれば内定となります。すでに受け入れ可能人数を超えている場合には、第2希望園以下の園を順に確認します。従って、第1希望の方や1園のみ希望の方が優先されることはありません。



利用者支援員相談をご利用ください



保育施設の入所申請や市内の保育サービス等について、
利用者支援員がご案内しています。

※不在の場合や、お待たせすることがある為、
予約をおすすめします。下記までご連絡ください。

子どもと遊べる
場所を知りたい

日時：平日（土日祝日、年末年始を除く）
8時30分～11時30分 13時～16時30分

場所：市役所2階 子育て支援課
連絡先：子育て支援課 利用者支援員 大塚

一時的に子どもを預
けられる施設を教えてください

☎ 042-470-7740（直通）

保育施設の見学は

※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。どうすればいいの？

